

松戸市水道事業制限付き一般競争入札（郵便入札）の実施について

松戸市水道事業管理者 入江 広海

次のとおり制限付き一般競争入札（郵便入札）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

記

- 1 修繕名称 幸田配水場配水ポンプ修繕
- 2 修繕場所 松戸市幸田5丁目16番地
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで
- 4 事業概要 配水ポンプ分解整備 一式
- 5 予定価格 金 1,960,000円（税抜き）
- 6 事業担当部課 水道部 工務課
連絡先 047-341-0911
- 7 事業所の適正化に向けて
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有していること。
 - (2) 業を営むに当たり、当然に必要な外観及び設備を有していること。
 - (3) 業務履行中のトラブルの対処に係る体制が整っていること。
 - (4) 事業実態の調査・確認をさせていただくことがあります。なお、事業所の営業活動の実態等が適正でないとならなくなった場合には、契約を解除もしくは入札参加資格を抹消することがあります。
- 8 入札参加資格要件
 - (1) 令和8・9年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登載されていること。
 - (2) 令和8・9年度「機械器具設置工事」の格付けがAまたはBランクであること。
 - (3) 千葉県内に本店または入札・契約の権限が委任された支店・営業所等を有すること。
 - (4) 技術者は次に掲げる要件を満たすこと。
直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）である者
 - (5) 過去10年間に水道事業者が発注した陸上ポンプ（口径100mm以上）の分解整備を元請けとして完了した実績を有すること。
 - (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。
 - ア 電子交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本事業の開札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
 - エ 本事業の公告の日から入札日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者

- オ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者
- カ 事業協同組合等が入札参加申込をする場合において、その組合等の構成員になっている者
- キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- ク 本事業の公告の日から落札者決定日までの間において、松戸市水道事業建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

9 申請に関する事項

入札参加を希望する者は、次のとおり申請をして、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 申請期間

令和8年6月19日（金） 午前8時30分 から
令和8年6月25日（木） 午後2時（必着）まで

持参による場合は、午前9時から午後5時（最終日は午後2時）までとする。ただし、土・日・祝日を除く。

なお、（水道部指定用紙）とあるものについては、松戸市水道部ホームページからダウンロードしてください。

(2) 申請場所

〒270-0027 千葉県松戸市二ツ木2003番地の1 松戸市水道部 総務課

※申請方法は、対面配達（一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス）又は持参により提出すること。郵便料は、申請者の負担とする。

(3) 提出書類

ア 松戸市水道事業制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書（水道部指定用紙）

イ 事業所の適正化に向けた誓約書（水道部指定用紙）

ウ 特定関係調書（水道部指定用紙）

※令和8年度に1度提出している場合、2回目以降の提出は不要です。変更が生じた場合のみ改めて提出すること。

エ 技術者の要件を満たす資格証等の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）を示す書類（※）

（※）原則として、公的機関が発行した次のいずれかの書類の写しを提出すること。健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書または変更通知書、雇用保険被保険者証または雇用保険資格取得等確認通知書、登記事項証明書の役員名簿欄、監理技術者資格者証

オ 実績を証する契約書及び事業概要（仕様書、設計書等）の解る記載部分の写し

カ その他入札参加資格要件を満たすことを証明するために必要と認める書類

キ 松戸市に本店又は営業所等がある場合は、本事業の公告の日を含めて3か月以内に発行された以下の納税証明書の写しを提出すること。

- ・法人市民税（法人の場合）：直近1事業年度分
- ・市県民税（個人事業主の場合）：直近1年度（令和7年度）分
- ・固定資産税（課税されている場合）：直近1年度（令和8年度）分

※ ただし、当該年度分を完納していることが確認できる納税証明書の場合には、発行日を問わない。

※ 松戸市税の滞納がある場合、入札参加の申請はできない。

10 入札参加資格審査結果通知等

- (1) 入札参加の適否を、ファクシミリにより令和8年6月29日に通知する。
- (2) 競争入札参加資格審査結果通知から入札日までの間に第8項の入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、本事業の入札に参加することはできません。

11 契約条項等を示す場所

- (1) 契約書案及び設計図書等を示す場所
松戸市水道部ホームページ
- (2) 設計図書等を示す期間
令和8年6月19日（金） 午前8時30分から
入札参加申請期限日 午後2時まで
- (3) 設計図書等の入手方法
「松戸市水道部ホームページ」よりダウンロードすること。
- (4) 設計図書等に関する質疑方法
質疑方法は、(2) 設計図書等を示す期間内に電話にて質問すること。
松戸市 水道部 工務課 電話番号 047-341-0911
※平日の午前8時30分から午後5時（最終日は午後2時）まで

12 入札方法

競争入札参加資格審査結果通知書を受け取った者は、次のとおり入札書等を提出しなければならない。

- (1) 入札書等の提出方法
松戸市水道事業郵便入札取扱要綱第5条各号による。
- (2) 費用の負担
郵便入札における入札書の提出に係る郵便料については、競争入札の結果にかかわらず、郵便入札の参加者の負担とする。
- (3) 入札参加資格があると認められた場合、原則として入札を辞退することは認めない。

13 入札書提出期限及び提出先

- (1) 日 時 令和8年7月6日（月） 午後5時必着
- (2) 提出先 〒270-0027 千葉県松戸市二ツ木2003番地の1 松戸市水道部 総務課

14 入札執行日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年7月8日（水） 午前10時00分
- (2) 提出先 松戸市水道部 小金庁舎2階 入札室

15 開札について

開札は前項の入札執行日時及び場所にて、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が当該入札事務に関係のない職員を立会人に指定して執行するものとする。

16 入札保証金について

入札に参加する者の見積もる契約金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金を入札前までに納めなければならない。ただし、入札に参加する者が本事業の公告の日から過去2年間に本市の指名停止を受けていない者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除する。

- (1) 保険会社との間に本事業を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 本事業の公告日前日から過去10年以内において本事業と同種の官公庁等発注事業を1件以上誠実に履行した実績を有する者。この場合は、実績を確認できる書類を申請書と併せて提出するものとする。なお、当該書類は、「入札参加資格要件」の確認用書類を兼ねることができる。

17 契約保証金について

契約金額（税込み）の100分の10以上の額を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に松戸市水道事業を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方が過去2年間に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、本事業の契約を確実に履行するものと認められるとき。ただし、本事業の契約が契約金額300万円以上の請負契約（工事又は製造の請負契約）にあっては、500万円以上）である場合は、この限りでない。
※ 公告日前日から過去2年間に同種で同規模以上の公共事業を履行した実績を証する書類の写し（契約書の当該部分及び事業内容の記載部分）を添付すること。
- (3) 契約の相手方が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

18 入札の中止

- (1) 入札の執行は、松戸市水道事業の都合により延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、松戸市水道事業は、その賠償の責を負わないものとする。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、松戸市水道事業は、その賠償の責を負わないものとする。

19 入札の無効

松戸市水道事業会計規程第120条の規定に基づく、松戸市財務規則第131条各号に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 所定の日時までに入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札
- (2) 指定した入札書以外の入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 内訳書の提出を条件とする入札において、事業費内訳書（水道部指定用紙）の提出がない入札
- (5) 事業費内訳書記載項目の事業名称・事業場所を誤記入した入札
- (6) 事業費内訳書の内訳項目それぞれの金額の合計額（修繕価格）が誤っている入札
- (7) 入札金額と事業費内訳書の修繕価格が異なる入札
- (8) 予定価格を事前公表している場合にあっては、予定価格を超える入札
- (9) メール、ファクシミリ、電報及び電話による入札
- (10) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にあたる会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札期間終了までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の入札
- (11) 明らかに連合であると認められる入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

20 入札金額内訳

入札書に入札金額内訳を記載することとし、内訳項目は下記のとおりとする。

- (1) 直接修繕費（計）
- (2) 共通仮設費
- (3) 現場管理費
- (4) 一般管理費等

21 落札者等の決定

- (1) 本事業は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

22 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

23 支払条件等

- (1) 修繕料の支払い方法は、業務完了検査合格後支払うものとする。
- (2) 前金払 無
- (3) 部分払 無

24 入札に関する問い合わせ先

松戸市水道部総務課 電話 047-341-0430 ・ ファクシミリ 047-349-0881

※電話での問い合わせは、平日の午前8時30分から午後5時まで（最終日は午後2時まで）

メールアドレス mcsuidousoumu@city.matsudo.chiba.jp

松戸市水道部ホームページ

https://www.city.matsudo.chiba.jp/suidou/jigyousha/nyusatsu_pr/index.html